

令和 5 年

第 4 回八雲町議会定例会

議 題

開会 令和 5 年 12 月 11 日

閉会 令和 5 年 12 月 日

八 雲 町

令和5年第4回八雲町議会定例会議件一覧

区 分	番 号	件 名	結 果
議 案	1	八雲町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	
議 案	2	八雲町教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例	
議 案	3	八雲町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	
議 案	4	八雲町長及び副町長の給料の特例に関する条例	
議 案	5	八雲町地域会館等条例の一部を改正する条例	
議 案	6	八雲町熊石地域移住体験施設等の設置及び管理に関する条例	
議 案	7	八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	
議 案	8	八雲町空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例	
議 案	9	八雲町下水道事業の設置等に関する条例	
議 案	10	八雲町農業集落排水事業の設置等に関する条例	
議 案	11	八雲町給水条例及び八雲町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例	
議 案	12	八雲町簡易水道事業の設置等に関する条例	
議 案	13	八雲町防災会議条例及び八雲町国民保護協議会条例の一部を改正する条例	
議 案	14	財産の取得について	
議 案	15	指定管理者の指定について	
議 案	16	定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について	





議案第 1 号

八雲町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 八雲町長等の給与及び旅費に関する条例（平成17年八雲町条例第31号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定による給与の支払方法に関しては、八雲町一般職員の給与に関する条例（平成17年八雲町条例第34号）の規定を準用する。ただし、同条例第16条の規定の準用にあつては、同条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の220</u>」と読み替え、同条第5項の規定において規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定による給与の支払方法に関しては、八雲町一般職員の給与に関する条例（平成17年八雲町条例第34号）の規定を準用する。ただし、同条例第16条の規定の準用にあつては、同条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の230</u>」と読み替え、同条第5項の規定において規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。</p>	

第2条 八雲町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定による給与の支払方法に関しては、八雲町一般職員の給与に関する条例（平成17年八雲町条例第34号）の規定を準用する。ただし、同条例第16条の規定の準用にあつては、同条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の230</u>」と読み替え、同条第5項の規定において規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定による給与の支払方法に関しては、八雲町一般職員の給与に関する条例（平成17年八雲町条例第34号）の規定を準用する。ただし、同条例第16条の規定の準用にあつては、同条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の225</u>」と読み替え、同条第5項の規定において規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。</p>	

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の八雲町長等の給与及び旅費に関する条例（以下「第1条改正後の条例」という。）の改正規定は、令和5年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条改正前の条例の規定に基づいて支給された12月の期末手当は、第1条改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和5年12月11日提出

八雲町長 岩村克詔

議案第 2 号

八雲町教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 八雲町教育長の給与及び旅費等に関する条例（平成17年八雲町条例第33号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定による給与の支給方法については、八雲町一般職員の給与に関する条例（平成17年八雲町条例第34号）の規定を準用する。ただし、同条例第16条の規定の準用にあつては、同条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の220</u>」と読み替え、同条第5項の規定において規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定による給与の支給方法については、八雲町一般職員の給与に関する条例（平成17年八雲町条例第34号）の規定を準用する。ただし、同条例第16条の規定の準用にあつては、同条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の230</u>」と読み替え、同条第5項の規定において規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

第2条 八雲町教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定による給与の支給方法については、八雲町一般職員の給与に関する条例（平成17年八雲町条例第34号）の規定を準用する。ただし、同条例第16条の規定の準用にあつては、同条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の230</u>」と読み替え、同条第5項の規定において規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定による給与の支給方法については、八雲町一般職員の給与に関する条例（平成17年八雲町条例第34号）の規定を準用する。ただし、同条例第16条の規定の準用にあつては、同条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の225</u>」と読み替え、同条第5項の規定において規則で定めることとされている割合は、100分の15とする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の八雲町教育長の給与及び旅費等に関する条例（以下「第1条改正後の条例」という。）改正規定は、令和5年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条改正前の条例の規定に基づいて支給された12月の期末手当は、第1条改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

令和5年12月11日提出

八雲町長 岩村克詔



議案第 3 号

八雲町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 八雲町一般職員の給与に関する条例（平成17年八雲町条例第34号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。</p>	

別表第1行政職給料表及び別表第2医療職給料表イ医療職給料表(二)を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)  
行政職給料表

(単位：円)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800

41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300

86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	411,600
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	411,900
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	412,100
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	412,300
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	412,600
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	412,900
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	413,100
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	413,300
94		295,900	343,600	382,500	394,300	
95		296,200	344,100	382,900	394,600	
96		296,600	344,500	383,300	394,800	
97		296,800	344,700	383,600	395,000	
98		297,100	345,100	384,100	395,300	
99		297,500	345,500	384,500	395,600	
100		297,900	345,800	384,900	395,800	
101		298,100	346,100	385,200	396,000	
102		298,400	346,500	385,700	396,300	
103		298,800	346,900	386,100	396,600	
104		299,100	347,300	386,500	396,800	
105		299,300	347,800	386,800	397,000	
106		299,600	348,200	387,300	397,300	
107		300,000	348,600	387,700	397,600	
108		300,300	349,000	388,100	397,800	
109		300,500	349,500	388,400	398,000	
110		300,900	349,900	388,900	398,300	
111		301,300	350,200	389,300	398,600	
112		301,600	350,500	389,700	398,800	
113		301,800	351,000	390,000	399,000	
114		302,000		390,500		
115		302,300		390,900		
116		302,700		391,300		
117		302,900		391,600		
118		303,100		392,100		
119		303,400		392,500		
120		303,700		392,900		
121		304,100		393,200		
122		304,300				
123		304,600				
124		304,900				
125		305,200				
定年前再任用短時間勤務職員	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けてないすべての職員に適用する。ただし、第22条に規定する職員を除く。

## 別表第2 (第4条関係)

## 医療職給料表

## イ 医療職給料表 (二)

(単位：円)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800
	25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200
	26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600
	27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000
	28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400
	29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500
	30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000
	31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400
	32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900
	33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400
	34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900
	35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400
	36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900
	37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500
	38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100
	39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600

40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100
41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300
42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800
43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300
44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700
45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100
46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100
47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500
48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800
49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100
50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000

85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700
94	283,800	316,500	349,400	367,500	394,100
95	284,700	317,200	350,100	367,900	394,600
96	285,600	317,800	350,700	368,200	395,000
97	286,200	318,300	351,100	368,800	395,400
98	286,800	318,600	351,500	369,300	395,800
99	287,400	319,200	352,000	369,800	396,300
100	288,300	319,800	352,400	370,300	396,700
101	289,100	320,200	352,900	370,900	397,100
102	289,900	320,800	353,300	371,400	397,500
103	290,700	321,400	353,800	371,900	398,000
104	291,500	321,900	354,200	372,300	398,400
105	292,100	322,300	354,500	372,900	398,800
106	292,600	322,800	355,000	373,400	399,200
107	293,100	323,300	355,400	373,900	399,700
108	293,500	323,800	355,700	374,400	400,100
109	293,700	324,200	356,200	375,000	400,500
110	294,000	324,600	356,700	375,400	400,900
111	294,200	324,900	357,200	375,900	401,400
112	294,500	325,200	357,700	376,400	401,800
113	294,800	325,500	358,200	377,000	402,200
114	295,000	325,900	358,700	377,400	402,600
115	295,300	326,300	359,200	377,900	403,100
116	295,500	326,600	359,600	378,400	403,500
117	295,800	326,800	360,000	379,000	403,900
118	296,100	327,100	360,400	379,400	404,300
119	296,400	327,500	360,900	379,900	404,800
120	296,700	327,700	361,400	380,400	405,200
121	297,000	327,900	361,800	381,000	405,600
122	297,400	328,200	362,300	381,400	406,000
123	297,700	328,500	362,800	381,900	406,500
124	298,100	328,800	363,300	382,400	406,900
125	298,300	329,000	363,600	383,000	407,300
126	298,500	329,300		383,400	407,700
127	298,800	329,700		383,900	408,200
128	299,200	329,900		384,400	408,600
129	299,400	330,100		385,000	409,000

130	299,700	330,300		385,400	
131	300,100	330,700		385,900	
132	300,500	330,900		386,400	
133	300,700	331,200		387,000	
134	301,000	331,600		387,400	
135	301,400	332,000		387,900	
136	301,700	332,400		388,400	
137	301,900	332,700		389,000	
138	302,200	333,100		389,400	
139	302,600	333,500		389,900	
140	302,900	333,900		390,400	
141	303,100	334,200		391,000	
142	303,500	334,600			
143	303,900	334,900			
144	304,200	335,300			
145	304,400	335,600			
146	304,600	336,000			
147	304,900	336,400			
148	305,300	336,800			
149	305,500	337,100			
150	305,700	337,500			
151	306,000	337,900			
152	306,300	338,300			
153	306,700	338,600			
154	306,900				
155	307,100				
156	307,400				
157	307,700				
158	308,000				
159	308,300				
160	308,600				
161	309,000				
162	309,300				
163	309,600				
164	309,900				
165	310,300				
166	310,600				
167	310,900				
168	311,200				
169	311,600				
定年前再任用短時間勤務 職員	236,100	256,400	263,600	273,800	290,100

備考 この表は、保健師、助産師、看護師及び准看護師に適用する。



第2条 八雲町一般職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の八雲町一般職員の給与に関する条例（以下「第1条改正後の条例」という。）第16条第2項、第3項及び第17条第2項の改正規定は、令和5年12月1日から、別表の改正規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 第1条改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

令和5年12月11日提出

八雲町長 岩村克詔

議案第 4 号

八雲町長及び副町長の給料の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、町長及び副町長の給料の特例について必要な事項を定めるものとする。

(町長の給料の減額)

第2条 町長の給料は、令和6年1月分から令和6年3月分に限り、八雲町長等の給与及び旅費に関する条例第2条第2項に定める額から、当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(副町長の給料の減額)

第3条 副町長の給料は、令和6年1月分から令和6年3月分に限り、八雲町長等の給与及び旅費に関する条例第2条第2項に定める額から、当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年12月11日提出

八雲町長 岩村克詔



議案第 5 号

八雲町地域会館等条例の一部を改正する条例

八雲町地域会館等条例（平成 18 年八雲町条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

現行		改正後	
別表第 1（第 2 条関係）		別表第 1（第 2 条関係）	
名称	位置	名称	位置
略	略	略	略
東部児童会館	略	東部児童会館	略
東雲町会館	八雲町東雲町30番地17、 30番地21	豊河町会館	略
豊河町会館	略	略	略
略	略	東野 1 区会館	略
東野 1 区会館	略	東野ふれあい プラザ	八雲町東野 469 番地 3
わらび野会館	略	わらび野会館	略
略	略	略	略
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。			

附 則

この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

令和 5 年 12 月 11 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔



議案第 7 号

八雲町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

八雲町国民健康保険税条例（平成20年八雲町条例第18号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「<u>出産被保険者</u>」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u></p> <p><u>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、<u>出産の日。以下同じ。</u>）の属する月（以下「<u>出産予定月</u>」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、<u>3月前</u>）から<u>出産予定月の翌々月までの期間（以下「<u>産前産後期間</u>」</u>という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、そ</u></p>

の減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち



(特例対象被保険者等に係る申告)  
第24条の2 略

当該年度に属する月数を乗じて得た額

(特例対象被保険者等に係る申告)  
第24条の2 略

(出産被保険者に係る届出)

第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他町長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、町長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類にお

<p>(国民健康保険税の納税通知書) 第25条 略</p>	<p><u>いて明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。</u></p> <p>(国民健康保険税の納税通知書) 第25条 略</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分及び太線に囲まれた部分である。</p>	

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の八雲町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和5年12月11日提出

八雲町長 岩村克詔

議案第 8 号

八雲町空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例

八雲町空家等対策協議会設置条例（平成28年八雲町条例第26号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）<u>第7条第1項</u>の規定に基づく町長の附属機関として、八雲町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第6条第1項</u>に規定する空家等対策計画（以下「計画」という。）の作成及び変更並びに当該計画に基づく施策の実施に関すること。</p> <p>(3) 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）<u>第8条第1項</u>の規定に基づく町長の附属機関として、八雲町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第7条第1項</u>に規定する空家等対策計画（以下「計画」という。）の作成及び変更並びに当該計画に基づく施策の実施に関すること。</p> <p>(3) 略</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。</p>	

附 則  
この条例は、公布の日から施行する。

令和5年12月11日提出

八雲町長 岩村克詔



議案第 9 号

八雲町下水道事業の設置等に関する条例

(事業の設置)

第1条 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第2条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第1条第2項の規定により、下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第3条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 名称及び区域は、次の表に掲げるとおりとする。

名称	処理区名	処理区域
八雲町公共下水道	八雲処理区	豊河町、東雲町、東町、富士見町、元町、本町、相生町、住初町、未広町、出雲町及び宮園町の全部並びに内浦町、三杉町、栄町、立岩の一部
	八雲処理区(特定環境保全)	内浦町、三杉町、緑町、立岩、熱田及び浜松の各一部
	熊石処理区(特定環境保全)	熊石関内町、熊石西浜町、熊石鳴神町、熊石雲石町、熊石根崎町、熊石畳岩町、熊石平町、熊石鮎川町、熊石見日町、熊石黒岩町、熊石泊川町、熊石館平町、熊石相沼町及び熊石折戸町の各一部

3 面積及び計画人口は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	面積	計画人口
八雲処理区	407.1ha	8,210人
八雲処理区(特定環境保全)	146.6ha	260人
熊石処理区(特定環境保全)	148.3ha	1,670人

4 処理施設の名称及び位置は、次の表に掲げるとおりとする。

名称	位置	処理方法	処理能力水量
----	----	------	--------

八雲下水浄化センター	八雲町三杉町 20番地 6	オキシデーショ ンディッチ法	日最大 3,840m <sup>3</sup>
熊石浄化センター	八雲町熊石黒 岩町93番地 2	オキシデーショ ンディッチ法	日最大 1,420m <sup>3</sup>

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により、予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格)が1,000万円以上の不動産又は動産の買入れ若しくは譲渡(土地にあっては、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により、下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第6条 下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が100万円以上のもの及び法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が10万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第7条 町長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため、町長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができない場合においては、町長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。  
(八雲町下水道事業設置条例の廃止)
- 2 八雲町下水道事業設置条例（平成17年八雲町条例第124号）は、廃止する。

令和5年12月11日提出

八雲町長 岩 村 克 詔





## 議案第 10 号

### 八雲町農業集落排水事業の設置等に関する条例

#### (事業の設置)

第1条 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、農業集落排水事業を設置する。

#### (法の財務規定等の適用)

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、農業集落排水事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

#### (経営の基本)

第3条 農業集落排水事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 名称及び区域、面積及び計画人口は、八雲町集落排水施設条例（平成18年八雲町条例第12号）第3条の規定による。

#### (重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により、予算で定めなければならない農業集落排水事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格）が1,000万円以上の不動産又は動産の買入れ若しくは譲渡（土地にあっては、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

#### (議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により、農業集落排水事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

#### (議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第6条 農業集落排水事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が100万円以上のもの及び法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が10万円以上のものとする。

#### (業務状況説明書類の作成)

第7条 町長は、農業集落排水事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

- 2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。
  - (1) 事業の概況
  - (2) 経理の状況
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、農業集落排水事業の経営状況を明らかにするため、町長が必要と認める事項
- 3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができない場合においては、町長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。  
(八雲町農業集落排水事業町債償還基金条例の廃止)
- 2 八雲町農業集落排水事業町債償還基金条例(平成17年八雲町条例第48号)は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の農業集落排水事業町債償還基金に属していた現金は、この条例に基づき設置される農業集落排水事業に引き継ぐものとする。

令和5年12月11日提出

八雲町長 岩村克詔

議案第 11 号

八雲町給水条例及び八雲町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

(八雲町給水条例の一部改正)

第1条 八雲町給水条例(平成18年八雲町条例第10号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第36条 略</p> <p>2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約を拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>(過料)</p> <p>第39条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道管理上必要があると認められたときは、給水装置を切り離すことができる。</p> <p>(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者</p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第36条 略</p> <p>2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約を拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>(過料)</p> <p>第39条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道管理上必要があると認められたときは、給水装置を切り離すことができる。</p> <p>(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者</p> <p>(2)～(4) 略</p>

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

(八雲町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正)

第2条 八雲町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成24年八雲町条例第30号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(水道技術管理者の資格) 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1)～(5) 略 (6) <u>厚生労働大臣</u> の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者	(水道技術管理者の資格) 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1)～(5) 略 (6) <u>国土交通大臣</u> の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年12月11日提出

八雲町長 岩村克詔

八雲町簡易水道事業の設置等に関する条例

(事業の設置)

第1条 生活用水その他の浄水を町民に供給するため、簡易水道事業を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第2条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第1条第2項の規定により、簡易水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第3条 簡易水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 給水区域は、八雲町のうち別紙給水区域図に掲げる次の区域とする。

熊石関内町、熊石西浜町、熊石鳴神町、熊石雲石町、熊石根崎町、熊石畳岩町、熊石平町、熊石鮎川町、熊石見日町、熊石黒岩町、熊石泊川町、熊石館平町、熊石相沼町及び熊石折戸町の各一部

3 給水人口は、2,510人とする。

4 1日最大給水量は、1,260立方メートルとする。

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により、予算で定めなければならない簡易水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格)が1,000万円以上の不動産又は動産の買入れ若しくは譲渡(土地にあっては、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により、簡易水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第6条 簡易水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が100万円以上のもの及び法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が10万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第7条 町長は、簡易水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事

業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

- (1) 事業の概況
- (2) 経理の状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、簡易水道事業の経営状況を明らかにするため、町長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができない場合においては、町長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

(指定管理者による管理)

第8条 水道法第3条第8項(昭和32年法律第177号)に規定する水道施設の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第9条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 水道施設の運営に関する業務
- (2) 水道施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 給水契約の承認、水道の使用中止及び変更等に関する業務
- (4) 利用料金の算定、収受及び軽減又は減免に関する業務
- (5) その他町長が定める業務

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。  
(八雲町特別会計条例及び八雲簡易水道設置条例の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
  - (1) 八雲町特別会計条例(平成17年八雲町条例第37号)
  - (2) 八雲町簡易水道設置条例(平成17年八雲町条例第127号)
(八雲町給水条例の一部改正)
- 3 八雲町給水条例(平成18年八雲町条例第10号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(料金の支払義務)	(料金の支払義務)
第24条 水道料金(八雲町水道事業の設置	第24条 水道料金(八雲町水道事業の設置

等に関する条例（平成17年八雲町条例第125号）第5条又は八雲町簡易水道設置条例（平成17年八雲町条例第127号）第4条の規定により水道施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、利用料金。以下「料金」という。）は、水道の利用者から徴収する。

2 略

等に関する条例（平成17年八雲町条例第125号）第5条又は八雲町簡易水道事業の設置等に関する条例（令和5年八雲町条例第 号）第4条の規定により水道施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、利用料金。以下「料金」という。）は、水道の利用者から徴収する。

2 略

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

別図（第3条関係）

八雲町簡易水道事業給水区域図



令和5年12月11日提出

八雲町長 岩村克詔





議案第 13 号

八雲町防災会議条例及び八雲町国民保護協議会条例の一部を改正する条例

(八雲町防災会議条例の一部改正)

第1条 八雲町防災会議条例（平成17年八雲町条例第150号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(会長及び委員)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) <u>災害時における通信、連絡体制等を有する協力団体の構成員のうちから町長が任命する者</u></p> <p>6 委員の定数は、<u>前項第1号及び第5号は4人、第3号及び第7号は3人、第2号、第4号、第6号及び第9号は1人、第8号は5人とし、第10号は若干人とする。</u></p>	<p>(会長及び委員)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) <u>前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者</u></p> <p>6 委員の定数は、<u>35人以内とする。</u></p>
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

(八雲町国民保護協議会条例の一部改正)

第2条 八雲町国民保護協議会条例（平成18年八雲町条例第14号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(委員及び専門委員)</p> <p>第2条 協議会の委員の定数は、<u>30人以内とする。</u></p> <p>2 略</p>	<p>(委員及び専門委員)</p> <p>第2条 協議会の委員の定数は、<u>35人以内とする。</u></p> <p>2 略</p>
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

令和5年12月11日提出

八雲町長 岩村克詔



議案第 15 号

指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称  
東野ふれあいプラザ
- 2 指定管理者として指定する者  
二海郡八雲町東野 463 番地 2  
東野中央会館運営委員会  
委員長 伊 藤 忠 幸
- 3 指定する期間  
令和 6 年 1 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

令和 5 年 12 月 11 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔



議案第 16 号

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について

別紙のとおり函館市との間において定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を締結することについて、八雲町定住自立圏形成協定の議決に関する条例(平成25年八雲町条例第34号)の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月11日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

函館市（以下「甲」という。）と八雲町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1アの表を次のように改める。

ア 医療

広域救急医療体制の充実	取組の内容	圏域内における広域救急医療体制の充実を図るため、市立函館病院におけるドクターヘリの運航支援をはじめとした各種事業に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して、圏域内における広域救急医療体制充実のための各種事業において中心的な役割を担う。
	乙の役割	甲と連携して、圏域内における広域救急医療体制充実のための各種事業に取り組む。
安定的な医療提供体制の確保	取組の内容	圏域内における安定的な医療提供体制を確保するため、救急救命士病院実習の実施をはじめとした各種事業に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して、圏域内における安定的な医療提供体制を確保するための各種事業において中心的な役割を担う。
	乙の役割	甲と連携して、圏域内における安定的な医療提供体制を確保するための各種事業に取り組む。

別表第1イの表の次に次の1表を加える。

ウ 教育

文化・スポーツの振興	取組の内容	圏域内の文化・スポーツを振興するため、文化・スポーツ施設の相互利用をはじめとした各種事業に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して、圏域内の文化・スポーツを振興するための各種事業において中心的な役割を担う。
	乙の役割	甲と連携して、圏域内の文化・スポーツを振興するための各種事業に取り組む。

別表第2ウの表の次に次の1表を加える。

エ その他

消費生活相談の広域的対応	取組の内容	圏域住民の消費生活の安定および向上を図るため、函館市消費生活センターにおいて相談対応等を実施する。
	甲の役割	乙と連携して、圏域住民の消費生活の安定および向上を図るため、函館市消費生活センターにおける相談対応等の実施において中心的な役割を担う。
	乙の役割	甲と連携して、圏域住民の消費生活の安定および向上を図るため、函館市消費生活センターにおける相談対応等を実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年12月 日

函館市東雲町4番13号

甲 函館市

函館市長 大 泉 潤

二海郡八雲町住初町138番地

乙 八雲町

八雲町長 岩 村 克 詔





議案第 18 号

令和 5 年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度八雲町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,928 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,681,297 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 12 月 11 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔



第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		千円 238,641	千円 0	千円 238,641
	1 他会計繰入金	227,838	8,242	236,080
	2 基金繰入金	10,803	△8,242	2,561
6 繰越金		0	3,928	3,928
	1 繰越金	0	3,928	3,928
歳 入 合 計		2,677,369	3,928	2,681,297

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
6 諸支出金		千円 43,944	千円 3,928	千円 47,872
	1 償還金及び還付加算金	2,102	3,928	6,030
歳 出 合 計		2,677,369	3,928	2,681,297

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
4 繰入金	238,641	0	238,641
6 繰越金	0	3,928	3,928
歳入合計	2,677,369	3,928	2,681,297

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
6 諸支出金	43,944	3,928	47,872
歳出合計	2,677,369	3,928	2,681,297

補正額の財源内訳			
特 定 財 源	一 般 財 源		
国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	3,928
0	0	0	3,928

2 歳 入

4 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 一般会計繰入金	227,838	8,242	236,080
計	227,838	8,242	236,080

4 款 繰入金

2 項 基金繰入金

目	千円	千円	千円
1 国民健康保険事業基金繰入金	10,803	△8,242	2,561
計	10,803	△8,242	2,561

6 款 繰越金

1 項 繰越金

目	千円	千円	千円
1 繰越金	0	3,928	3,928
計	0	3,928	3,928

3 歳 出

6 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 償還金	2	3,928	3,930				3,928
計	2,102	3,928	6,030	0	0	0	3,928

節		金額	説明	千円
区分	金額			
2	保険基盤安定繰入金支援分	千円 8,242	保険基盤安定繰入金（支援分）	千円 8,242

1	国民健康保険事業基金繰入金	千円 △8,242	国民健康保険事業基金繰入金	千円 △8,242

1	前年度繰越金	千円 3,928	前年度繰越金	千円 3,928

節		金額	説明	千円
区分	金額			
22	償還金利子及び割引料	千円 3,928	特定健康診査等負担金返還金 保険給付費等普通交付金返還金 特別調整交付金返還金	千円 1,047 2,812 69





議案第 19 号

令和 5 年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度八雲町の介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の保険事業勘定総額に歳入歳出それぞれ 7,077 千円を追加し、サービス事業勘定総額に歳入歳出それぞれ 1,771 千円を追加し、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,978,322 千円とし、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 101,679 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 12 月 11 日提出

八雲町長 岩村克詔

第1表 歳入歳出予算補正（保険事業勘定）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		千円 473,560	千円 1,705	千円 475,265
	2 国庫補助金	164,248	1,705	165,953
8 繰入金		393,809	5,372	399,181
	1 一般会計繰入金	323,506	5,372	328,878
歳 入 合 計		1,971,245	7,077	1,978,322

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 39,514	千円 7,077	千円 46,591
	1 総務管理費	23,508	7,077	30,585
歳 出 合 計		1,971,245	7,077	1,978,322

第1表 歳入歳出予算補正（サービス事業勘定）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		千円 61,131	千円 1,771	千円 62,902
	2 他会計繰入金	47,935	1,771	49,706
歳 入 合 計		99,908	1,771	101,679

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 サービス事業費		千円 97,605	千円 1,771	千円 99,376
	2 地域密着型サービス事業費	39,718	1,771	41,489
歳 出 合 計		99,908	1,771	101,679

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括（保険事業勘定）

（歳入）

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
4 国庫支出金	473,560	1,705	475,265
8 繰入金	393,809	5,372	399,181
歳入合計	1,971,245	7,077	1,978,322

（歳出）

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	39,514	7,077	46,591
歳出合計	1,971,245	7,077	1,978,322

補正額の財源内訳			
特 定 財 源	一 般 財 源		
国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
1,705	0	0	5,372
1,705	0	0	5,372

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括（サービス事業勘定）

（歳入）

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 繰入金	61,131	1,771	62,902
歳入合計	99,908	1,771	101,679

（歳出）

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 サービス事業費	97,605	1,771	99,376
歳出合計	99,908	1,771	101,679

補正額の財源内訳			
特 国道支出金	定 地方債	財 その他の	源 一般財源
千円	千円	千円	千円
0	0	0	1,771
0	0	0	1,771

2 歳 入 (保険事業勘定)

4 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
6 事業費補助金	0	1,705	1,705
計	164,248	1,705	165,953

8 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

	千円	千円	千円
5 その他一般会計繰入金	56,955	5,372	62,327
計	323,506	5,372	328,878

3 歳 出 (保険事業勘定)

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	23,383	7,077	30,460	1,705			5,372
計	23,508	7,077	30,585	1,705	0	0	5,372



節		説	明
区 分	金 額		
1 事業費補助金	千円 1,705	介護保険システム改修事業補助金	千円 1,705

1 職員給与費等繰入金	千円 3,667	職員給与費等繰入金	千円 3,667
2 事務費繰入金	1,705	事務費繰入金	1,705

節		説	明
区 分	金 額		
2 給料	千円 2,225	職員給	千円 2,225
3 職員手当等	1,442	住居手当	248
		期末手当	629
		勤勉手当	532
		寒冷地手当	21
		通勤手当	12
12 委託料	3,410	介護保険システム改修業務委託料	3,410

2 歳入（サービス事業勘定）

2 款 繰入金

2 項 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 一般会計繰入金	47,935	1,771	49,706
計	47,935	1,771	49,706

3 歳出（サービス事業勘定）

1 款 サービス事業費

2 項 地域密着型サービス事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 地域密着型サービス等事業費	39,718	1,771	41,489				1,771
計	39,718	1,771	41,489	0	0	0	1,771

節		説明
区分	金額	
1 一般会計繰入金	千円 1,771	一般会計繰入金 千円 1,771

節		説明
区分	金額	
12 委託料	千円 1,771	熊石デイサービスセンター運営事業委託料 千円 1,771

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手当等	計			
補正後	(8) 12	19,355	44,163	32,618	96,136	26,050	122,186	
補正前	(8) 12	19,355	41,938	31,176	92,469	26,050	118,519	
比 較			2,225	1,442	3,667		3,667	

(単位：千円)

職員手当等 の内訳	区分	扶養手当	住居手当	時間外 勤務手当	管理職員 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当	休日勤務 手 当	地域手当	期末手当
	補正後	480	1,628	5,196						12,609
	補正前	480	1,380	5,196						11,980
	比 較		248							629
職員手当等 の内訳	区分	勤勉手当	寒冷地 手 当	通勤手当	特殊勤務 手 当	宿 日 直 手 当	単身赴任 手 当	児童手当		合 計
	補正後	10,420	1,147	658				480		32,618
	補正前	9,888	1,126	646				480		31,176
	比 較	532	21	12						1,442

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手当等	計			
補正後	12		44,163	26,651	70,814	21,487	92,301	
補正前	12		41,938	25,209	67,147	21,487	88,634	
比 較			2,225	1,442	3,667		3,667	

(単位：千円)

職員手当等 の内訳	区分	扶養手当	住居手当	時間外 勤務手当	管理職員 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当	休日勤務 手 当	地域手当	期末手当
	補正後	480	1,628	5,196						9,488
	補正前	480	1,380	5,196						8,859
	比 較		248							629
職員手当等 の内訳	区分	勤勉手当	寒冷地 手 当	通勤手当	特殊勤務 手 当	宿 日 直 手 当	単身赴任 手 当	児童手当		合 計
	補正後	7,826	895	658				480		26,651
	補正前	7,294	874	646				480		25,209
	比 較	532	21	12						1,442

## (2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考	
給 料	2,225	給与改定に伴う 増 減 分	231	本年度給与 改定見込分	231	給与改定の状況 本年度給与改定率 0.96% 実施時期 令和5年4月1日
		その他の増減分	1,994			職員の会計間異動による
職員手当等	1,442	給与改定に伴う 増 減 分	228	期末手当	119	給与改定 年間2.2月 0.05月増 から2.25月
				勤勉手当	109	給与改定 年間2.2月 0.05月増 から2.25月
		その他の増減分	1,214	住居手当	248	職員の会計間異動による
				期末手当	510	
				勤勉手当	423	
				寒冷地手当	21	
通勤手当	12					



議案第 20 号

令和 5 年度八雲町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度八雲町の下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 158 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 188, 437 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 12 月 11 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔





第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		千円 455,391	千円 1,158	千円 456,549
	1 他会計繰入金	455,391	1,158	456,549
歳 入 合 計		1,187,279	1,158	1,188,437

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 199,844	千円 1,158	千円 201,002
	1 総務管理費	199,844	1,158	201,002
歳 出 合 計		1,187,279	1,158	1,188,437

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
4 繰入金	455,391	1,158	456,549
歳入合計	1,187,279	1,158	1,188,437

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	199,844	1,158	201,002
歳出合計	1,187,279	1,158	1,188,437

補正額の財源内訳			
特 国道支出金	定 地方債	財 その他	源 一般財源
千円	千円	千円	千円
0	0	0	1,158
0	0	0	1,158

2 歳 入

4 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 一般会計繰入金	455,391	1,158	456,549
計	455,391	1,158	456,549

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 八雲地区一般管理費	34,488	1,158	35,646				1,158
計	199,844	1,158	201,002	0	0	0	1,158

節		説明
区分	金額	
1 一般会計繰入金	千円 1,158	一般会計繰入金 千円 1,158

節		説明
区分	金額	
2 給料	千円 1,158	職員給 千円 1,158

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員 手当等	計			
補正後	5		19,572	13,330	32,902	10,184	43,086	
補正前	5		18,414	13,330	31,744	10,184	41,928	
比較			1,158		1,158		1,158	

(単位：千円)

職員手当等 の内訳	区分	扶養手当	住居手当	時間外 勤務手当	管理職員 手当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手当	休日勤務 手当	地域手当	期末手当
	補正後	1,194	1,062	2,851						3,688
	補正前	1,194	1,062	2,851						3,688
	比較									
	区分	勤勉手当	寒冷地 手当	通勤手当	特殊勤務 手当	宿日直 手当	単身赴任 手当	児童手当		合計
	補正後	3,074	533	48				880		13,330
	補正前	3,074	533	48				880		13,330
比較										

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
給料	1,158	給与改定に伴う 増減分	27	本年度給与 改定見込分	給与改定の状況 本年度給与改定率 0.96% 実施時期 令和5年4月1日
		その他の増減分	1,131		職員の会計間異動による

議案第 21 号

令和 5 年度八雲町病院事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 5 年度八雲町の病院事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第 2 条 予算第 4 条本文括弧書中、総合病院の資本的収入額が資本的支出額に不足する額「312,375千円」を「312,415千円」に、過年度分損益勘定留保資金「311,675千円」を「311,715千円」にそれぞれ改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第 1 款 資本的収入	884,252 千円	△ 40 千円	884,212 千円
第 1 項 総合病院企業債	499,500 千円	△ 11,700 千円	487,800 千円
第 6 項 総合病院補助金	0 千円	11,660 千円	11,660 千円

（継続費）

第 3 条 予算第 11 条を第 12 条とし、第 5 条から第 10 条までを 1 条ずつ繰下げ、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

第 5 条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総 額	年 度	年 割 額
1 資本的支出	2 国保病院建設改良費	国保病院建替事業	2,475,124千円	令和 5 年度	0千円
				令和 6 年度	2,103,745千円
				令和 7 年度	371,379千円

（企業債）

第 4 条 予算第 6 条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

	起債の目的	補 正 前				補 正 後			
		限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総合病院	医療器械器具整備事業	千円 116,100	—	—	—	千円 104,400	—	—	—

令和 5 年 12 月 11 日 提出

八雲町長 岩 村 克 詔

令和5年度 八雲町病院事業（総合病院）会計補正予算実施計画

資 本 的 収 入 及 び 支 出

(収 入)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
						区分	金額	
1. 資 本 的 収 入			715,403	△ 40	715,363			
	1. 総 合 病 院 債		499,500	△ 11,700	487,800			
		1. 企 業 債	499,500	△ 11,700	487,800	企 業 債	△ 11,700	
	6. 総 合 病 院 補 助 金		0	11,660	11,660			
		1. 補 助 金	0	11,660	11,660	国庫補助金	11,660	訓練交付金
収 入 合 計			715,403	△ 40	715,363			



令和5年度八雲町病院事業(総合病院)会計  
 予定キャッシュ・フロー計算書  
 (令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：千円)  
 金額

区 分	金額
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純損益	△ 335,743
減価償却費	348,424
固定資産除却額	2,932
長期前払消費税額償却	27,446
医療従事者奨学資金返還債務の免除	25,260
貸倒引当金の増減額	0
賞与引当金の増減額	7,457
法定福利費引当金の増減額	1,913
退職給与引当金の増減額	0
長期前受金戻入額	△ 56,171
受取利息及び受取配当金	△ 2
支払利息	26,645
未収金の増減額(△は増加)	351,329
たな卸資産の増減額(△は増加)	△ 100
未払金の増減額(△は減少)	32,055
その他流動負債の増減額(△は減少)	9,773
小 計	441,218
利息及び配当金の受取額	2
利息の支払額	△ 26,645
業務活動によるキャッシュ・フロー	414,575
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 571,407
無形固定資産の取得による支出	0
奨学資金等の貸付による支出	△ 20,220
奨学資金等の返還による収入	0
補助金等収入	11,660
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 579,967
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	0
短期借入金の返済による支出	0
長期借入れによる収入	567,800
長期借入金の返済による支出	△ 503,039
一般会計からの出資金による収入	215,603
リース債務の返済による支出	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	280,364
4 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	114,972
5 現金及び現金同等物の期首残高	1,942,498
6 現金及び現金同等物の期末残高	2,057,470

令和5年度 八雲町病院事業(総合病院)会計予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		105,372
ロ 建 物	8,116,428	
同上減価償却累計額	<u>△2,881,224</u>	5,235,204
ハ 構 築 物	367,375	
同上減価償却累計額	<u>△295,271</u>	72,104
ニ 器 械 器 具 備 品	3,014,330	
同上減価償却累計額	<u>△2,096,954</u>	917,376
ホ 車 両	35,947	
同上減価償却累計額	<u>△29,331</u>	6,616
ヘ 建 設 仮 勘 定		0

6,336,672

(2) 無 形 固 定 資 産

イ 電 話 加 入 権		1,552
-------------	--	-------

1,552

(3) 投 資 そ の 他 の 資 産

イ 長 期 貸 付 金		101,865
-------------	--	---------

ロ 長 期 貸 付 金 貸 倒 引 当 金		
-----------------------	--	--

ハ 長 期 前 払 消 費 税		76,598
-----------------	--	--------

178,463

固 定 資 産 合 計

6,516,687

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金

2,057,470

(2) 未 収 金

693,423

(3) 未 収 金 貸 倒 引 当 金

△8,432

(4) 貯 蔵 品

50,908

(5) そ の 他 流 動 資 産

0

流 動 資 産 合 計

2,793,369

資 産 合 計

9,310,056

(単位：千円)

## 負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	4,597,063		
ロ その他企業債	639,198		
企業債合計		5,236,261	
(2) 引当金			
イ 退職給与引当金	331,015		
引当金合計		331,015	
(3) その他固定負債		3,000	
固定負債合計			5,570,276
4 流動負債			
(1) 一時借入金			
(2) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	385,252		
ロ その他企業債	134,026		
企業債合計		519,278	
(3) 未払金		231,508	
(4) 引当金			
イ 退職給与引当金			
ロ 賞与引当金	147,970		
ハ 法定福利費引当金	29,550		
引当金合計		177,520	
(5) その他流動負債		35,390	
流動負債合計			963,696
5 繰延収益			
(1) 長期前受金			
イ 補助金	2,033,129		
ロ 受贈財産評価額	5,124		
長期前受金合計		2,038,253	
(2) 長期前受金収益化累計額			
イ 補助金	△540,348		
ロ 受贈財産評価額	△4,842		
長期前受金収益化累計額合計		△545,190	
繰延収益合計			1,493,063
負債合計			8,027,035

## 資本の部

6 資本金			6,091,632
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 補助金	1,066,117		
ロ 寄附金	8,444		
ハ その他資本剰余金	18,876		
資本剰余金合計		1,093,437	
(2) 利益剰余金			
イ 当年度未処理欠損金	5,902,048		
未処理欠損金合計		5,902,048	
剰余金合計			△4,808,611
資本合計			1,283,021
負債資本合計			9,310,056

継続費に関する調書

款	項	事業名	全体計画					前年度までの支払義務発生額	前年度までの支払義務発生額(見込)	当該年度支払義務発生予定額	当該年度未済の支払義務発生予定額	翌年度以降の支払義務発生予定額	継続費の総額に対する進捗率	備考	
			年度	年割額	同左	財源内訳	画								
1 資本的支出	2 国保病院建設改良費	国保病院建替事業	5	—	千円	—	千円	—	千円	—	千円	—	0.0		
			6	2,103,745	千円	—	千円	—	千円	—	千円	—	85.0		
			7	371,379	千円	—	千円	—	千円	—	千円	—	—	15.0	
			計	2,475,124	千円	—	千円	—	千円	—	千円	—	千円	—	100.0

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 12 月 11 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

## 専 決 処 分 書

令和5年度八雲町一般会計補正予算(第7号)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年11月9日

八雲町長 岩 村 克 詔

## 令和5年度八雲町一般会計補正予算（第7号）

令和5年度八雲町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ316,890千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,639,180千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。





第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		千円 3,728,372	千円 125,385	千円 3,853,757
	1 基金繰入金	3,728,372	125,385	3,853,757
21 諸収入		678,212	191,505	869,717
	5 雑入	82,348	191,505	273,853
歳 入 合 計		19,322,290	316,890	19,639,180

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農林水産業費		千円 1,136,319	千円 316,890	千円 1,453,209
	3 水産業費	527,627	316,890	844,517
歳 出 合 計		19,322,290	316,890	19,639,180

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
19 繰入金	3,728,372	125,385	3,853,757
21 諸収入	678,212	191,505	869,717
歳入合計	19,322,290	316,890	19,639,180

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
6 農林水産業費	1,136,319	316,890	1,453,209
歳出合計	19,322,290	316,890	19,639,180

補正額の財源内訳			
特 定 財 源	一 般 財 源		
国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	191,505	125,385
0	0	191,505	125,385

2 歳 入

19 款 繰入金

1 項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
2 ふるさと応援基金繰入金	千円 3,249,403	千円 125,385	千円 3,374,788
計	3,728,372	125,385	3,853,757

21 款 諸収入

5 項 雑入

	千円	千円	千円
7 雑入	60,697	191,505	252,202
計	82,348	191,505	273,853

3 歳 出

6 款 農林水産業費

3 項 水産業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
2 水産業振興費	千円 124,423	千円 316,890	千円 441,313	千円	千円	千円 191,505	千円 125,385
計	527,627	316,890	844,517	0	0	191,505	125,385

節		説	明
区 分	金 額		
1 ふるさと応援基金 繰入金	千円 125,385	ふるさと応援基金繰入金	千円 125,385

5 雑入	千円 191,505	風評影響対策事業補助金	千円 191,505

節		説	明
区 分	金 額		
10 需用費	千円 269,352	消耗品費	千円 269,352
11 役務費	13,971	運搬料	13,971
12 委託料	3,567	発送業務等委託料	3,567
18 負担金補助及び交付金	30,000	ホ夕テ町内販売支援事業補助金	30,000



報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 12 月 11 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

## 専 決 処 分 書

工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 11 月 13 日

八雲町長 岩 村 克 詔

### 工事請負契約の一部変更契約締結について

次のとおり出雲町D団地公営住宅解体工事（第 3 工区）請負契約の一部を変更して契約を締結する。

契約の金額	(1) 現契約金額	52,085,000 円
	(2) 新契約金額	53,240,000 円
	(3) 契約変更増減	1,155,000 円



報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 12 月 11 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

## 専 決 処 分 書

学校給食費の支払に関する訴えの提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和5年10月19日

八雲町長 岩 村 克 詔

### 学校給食費の支払に関する訴えの提起について

#### 1 当事者

原告となるべき者

八雲町 代表者 八雲町長 岩 村 克 詔

被告となるべき者

住 所 二海郡八雲町\*\*\*\*\*

氏 名 \* \* \* \*

#### 2 訴えの要旨

被告となるべき者は、町が実施する学校給食の提供を受けた児童又は生徒の保護者であり、その費用（以下「本件学校給食費」という。）を負担する義務があるが、長期間にわたり本件学校給食費を滞納し、町の再三にわたる納付催告にもかかわらず、これに応じなかった。

そこで町は、被告となるべき者に対し、本件学校給食費の一括支払を求めたところ、被告となるべき者はこれに応じず意思表示がないことから、今後も自主的な支払を期待することができない状況にあるため、本件学校給食費の一括支払を求める訴えを提起する。

#### 3 請求の内容

(1) 被告となるべき者は、町に対し、滞納学校給食費549,800円を支払うこと

(2) 訴訟費用は、被告となるべき者の負担とすること。

との判決を求める。

#### 4 訴えの提起に至るまでの経過概要

- (1) 町は、被告となるべき者の扶養する児童又は生徒に対し、平成23年4月より学校給食の提供を開始し、被告となるべき者は本件学校給食費を負担する義務を負った。
- (2) 被告となるべき者は、平成24年12月分から平成30年3月分までの学校給食費のうち、合計549,800円の支払を怠った。
- (3) 町は、被告となるべき者に対し、令和5年8月18日到達の特定記録郵便で、令和5年8月27日までに本件学校給食費の滞納金を支払わなければ、法的措置に着手する旨の意思表示をなした。
- (4) 被告となるべき者からは何ら連絡も無く、令和5年8月27日までに本件学校給食費の滞納金の支払いに応じないままである。
- (5) よって、町は被告となるべき者に対し、本件学校給食費の一括払いを求める。

#### 5 管轄裁判所

八雲簡易裁判所

#### 6 訴訟に関する取扱いなど

- (1) 弁護士法人佐々木総合法律事務所代表社員佐々木泉顕氏ほか(札幌市)を代理人として、上記訴えを提起する。
- (2) 被告となるべき者から滞納学校給食費を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が確実に見込まれる場合は、和解するものとする。
- (3) 判決の結果、必要がある場合は上訴する。



議案第 22 号

令和 5 年度八雲町一般会計補正予算（第 8 号）

令和 5 年度八雲町の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 367,129 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 20,006,309 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 5 年 12 月 11 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		千円 5,263,267	千円 △20,294	千円 5,242,973
	1 地方交付税	5,263,267	△20,294	5,242,973
15 国庫支出金		1,589,424	265,075	1,854,499
	1 国庫負担金	734,607	4,120	738,727
	2 国庫補助金	849,603	260,955	1,110,558
16 道支出金		756,386	109,248	865,634
	1 道負担金	430,547	2,060	432,607
	2 道補助金	279,873	107,188	387,061
22 町債		1,203,210	13,100	1,216,310
	1 町債	1,203,210	13,100	1,216,310
歳入合計		19,639,180	367,129	20,006,309

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		千円 79,857	千円 412	千円 80,269
	1 議会費	79,857	412	80,269
2 総務費		5,599,949	2,559	5,602,508
	1 総務管理費	5,543,317	2,559	5,545,876
3 民生費		2,689,557	216,285	2,905,842
	1 社会福祉費	1,660,417	210,575	1,870,992
	2 児童福祉費	1,029,140	5,710	1,034,850
4 衛生費		2,435,142	8,242	2,443,384
	1 保健衛生費	1,907,666	8,242	1,915,908
6 農林水産業費		1,453,209	53,513	1,506,722
	1 農業費	404,328	8,125	412,453
	3 水産業費	844,517	45,388	889,905
7 商工費		378,396	65,270	443,666
	1 商工費	378,396	65,270	443,666
8 土木費		1,818,523	1,158	1,819,681
	4 都市計画費	678,481	1,158	679,639
10 教育費		1,668,314	19,690	1,688,004
	2 小学校費	252,319	15,752	268,071
	3 中学校費	905,264	3,938	909,202
歳 出 合 計		19,639,180	367,129	20,006,309

第2表

繰越明許費補正

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
7 商工費	1 商工費	物価高騰対応プレミアム商品券発行事業	61,357



第3表

地 方 債 補 正

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
小・中学校空調設備整備事業	13,100	証書借入又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率の見直し方式で借りる政府資金、日本政策金融公庫資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の条件による。 ただし、財政等の都合により据置期間又は償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
11 地方交付税	5,263,267	△20,294	5,242,973
15 国庫支出金	1,589,424	265,075	1,854,499
16 道支出金	756,386	109,248	865,634
22 町債	1,203,210	13,100	1,216,310
歳入合計	19,639,180	367,129	20,006,309

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 議会費	79,857	412	80,269
2 総務費	5,599,949	2,559	5,602,508
3 民生費	2,689,557	216,285	2,905,842
4 衛生費	2,435,142	8,242	2,443,384
6 農林水産業費	1,453,209	53,513	1,506,722
7 商工費	378,396	65,270	443,666
8 土木費	1,818,523	1,158	1,819,681
10 教育費	1,668,314	19,690	1,688,004
歳出合計	19,639,180	367,129	20,006,309

補正額の財源内訳			
特 国道支出金	定 地方債	財 その他	源
千円	千円	千円	千円
0	0	0	412
0	0	0	2,559
206,824	0	0	9,461
6,180	0	0	2,062
103,460	0	0	△49,947
51,297	0	0	13,973
0	0	0	1,158
6,562	13,100	0	28
374,323	13,100	0	△20,294

2 歳 入

1 1 款 地方交付税

1 項 地方交付税

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 地方交付税	5,263,267	△20,294	5,242,973
計	5,263,267	△20,294	5,242,973

1 5 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

	千円	千円	千円
2 衛生費国庫負担金	58,064	4,120	62,184
計	734,607	4,120	738,727

1 5 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

	千円	千円	千円
2 民生費国庫補助金	186,557	203,096	389,653
6 教育費国庫補助金	273,890	6,562	280,452
7 商工費国庫補助金	0	51,297	51,297
計	849,603	260,955	1,110,558

1 6 款 道支出金

1 項 道負担金

	千円	千円	千円
2 衛生費道負担金	69,348	2,060	71,408
計	430,547	2,060	432,607

1 6 款 道支出金

2 項 道補助金

	千円	千円	千円
2 民生費道補助金	93,555	3,728	97,283
4 農林水産業費道補助金	119,945	103,460	223,405
計	279,873	107,188	387,061

節		説	明
区 分	金 額		
1 地方交付税	千円 △20,294	普通交付税	千円 △20,294

1 保健衛生費負担金	千円 4,120	国民健康保険基盤安定負担金	千円 4,120

1 社会福祉費補助金	千円 203,096	障害者総合支援事業費補助金 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	千円 335 202,761
1 小学校費補助金	5,250	学校施設環境改善交付金	5,250
2 中学校費補助金	1,312	学校施設環境改善交付金	1,312
1 商工費補助金	51,297	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	51,297

1 保健衛生費負担金	千円 2,060	国民健康保険基盤安定負担金	千円 2,060

2 児童福祉費補助金	千円 3,728	子ども医療費補助金 ひとり親家庭等医療費補助金	千円 3,653 75
3 水産業費補助金	103,460	アイヌ農林漁業対策事業補助金 漁業振興施設等整備事業交付金	82,560 20,900

22款 町債  
1項 町債

目	補正前の額	補正額	計
6 教育債	千円 675,500	千円 13,100	千円 688,600
計	1,203,210	13,100	1,216,310

節		説 明	
区 分	金 額		
2 小学校施設整備事業債	千円 10,500	小学校空調設備整備事業債	千円 10,500
3 中学校施設整備事業債	2,600	中学校空調設備整備事業債	2,600

3 歳 出

1 款 議会費

1 項 議会費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	千円 79,857	千円 412	千円 80,269	千円	千円	千円	千円 412
計	79,857	412	80,269	0	0	0	412

2 款 総務費

1 項 総務管理費

13 災害対策費	千円 18,942	千円 42	千円 18,984	千円	千円	千円	千円 42
15 電算業務費	61,971	2,517	64,488				2,517
計	5,543,317	2,559	5,545,876	0	0	0	2,559

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

2 障がい者福祉費	千円 674,093	千円 671	千円 674,764	千円 335	千円	千円	千円 336
3 高齢者福祉費	420,693	7,143	427,836				7,143
8 低所得世帯支援給付金給付事業費	90,154	202,761	292,915	202,761			
計	1,660,417	210,575	1,870,992	203,096	0	0	7,479



節		説 明	
区 分	金 額		
3 職員手当等	千円 412	議員期末手当	千円 412

1 報酬	千円 42	防災会議・国民保護協議会委員報酬	千円 42
13 使用料及び賃借料	506	サーバライセンス利用料	506
17 備品購入費	2,011	事務機器購入費	2,011

12 委託料	千円 671	障がい者福祉システム改修業務委託料	千円 671
27 繰出金	7,143	介護保険事業特別会計繰出金	7,143
3 職員手当等	871	時間外勤務手当	871
10 需用費	252	消耗品費 印刷製本費	117 135
11 役務費	1,138	運搬料 口座振替等手数料	808 330
12 委託料	4,500	システム改修業務委託料	4,500
19 扶助費	196,000	低所得世帯生活支援給付金	196,000

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 児童福祉総務費	千円 65,030	千円 5,710	千円 70,740	千円 3,728	千円	千円	千円 1,982
計	1,029,140	5,710	1,034,850	3,728	0	0	1,982

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

10 国民健康保険事業費	千円 227,838	千円 8,242	千円 236,080	千円 6,180	千円	千円	千円 2,062
計	1,907,666	8,242	1,915,908	6,180	0	0	2,062

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

3 農業振興費	千円 64,419	千円 8,125	千円 72,544	千円	千円	千円	千円 8,125
計	404,328	8,125	412,453	0	0	0	8,125

6 款 農林水産業費

3 項 水産業費

2 水産業振興費	千円 441,313	千円 13,200	千円 454,513	千円 13,200	千円	千円	千円
4 漁業構造改善事業費	221,910	82,560	304,470	90,260			△7,700
6 サーマン種苗生産事業費	154,824	△50,372	104,452				△50,372
計	844,517	45,388	889,905	103,460	0	0	△58,072

節		説明	
区分	金額		
19 扶助費	千円 5,710	子ども医療費 ひとり親家庭等医療費	千円 5,561 149

27 繰出金	千円 8,242	国民健康保険事業特別会計繰出金	千円 8,242

18 負担金補助及び交付金	千円 8,125	化学肥料価格高騰緊急対策事業補助金	千円 8,125

18 負担金補助及び交付金	千円 13,200	漁業振興設備等整備事業補助金	千円 13,200
18 負担金補助及び交付金	82,560	アイヌ農林漁業対策事業補助金	82,560
		財源内訳の変更 熊石地域サーモン養殖試験事業 (一般財源から道支出金へ7,700千円変更)	
11 役務費	△214	広告手数料	△214
16 公有財産購入費	△50,000	土地購入費 建物購入費	△6,788 △43,212
26 公課費	△158	土地収用法事業認定申請収入証紙代	△158

7 款 商工費

1 項 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 商工振興費	千円 197,577	千円 65,270	千円 262,847	千円 51,297	千円	千円	千円 13,973
計	378,396	65,270	443,666	51,297	0	0	13,973

8 款 土木費

4 項 都市計画費

5 下水道事業費	千円 455,391	千円 1,158	千円 456,549	千円	千円	千円	千円 1,158
計	678,481	1,158	679,639	0	0	0	1,158

10 款 教育費

2 項 小学校費

1 学校管理費	千円 212,650	千円 15,752	千円 228,402	千円 5,250	千円 10,500	千円	千円 2
計	252,319	15,752	268,071	5,250	10,500	0	2

10 款 教育費

3 項 中学校費

1 学校管理費	千円 873,925	千円 3,938	千円 877,863	千円 1,312	千円 2,600	千円	千円 26
計	905,264	3,938	909,202	1,312	2,600	0	26

節		説明
区分	金額	
18 負担金補助及び交付金	千円 65,270	千円 物価高騰対応プレミアム商品券発行事業補助金 65,270

27 繰出金	千円 1,158	千円 下水道事業特別会計繰出金 1,158

12 委託料	千円 15,752	千円 小学校空調設備整備工事実施設計業務委託料 15,752

12 委託料	千円 3,938	千円 中学校空調設備整備工事実施設計業務委託料 3,938

補正予算給与費明細書

1 特別職

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費							共済費	合 計	備考		
		報 酬	給 料	期末手当	地 域 手 当	寒冷地 手 当	その他 の 手 当	計					
補 正 後	長 等	3		27,120	11,436			278	120	38,954	15,790	54,744	
	議 員	14	42,948		18,522					61,470	12,911	74,381	
	その他の 特別職	916	64,390							64,390		64,390	
	計	933	107,338	27,120	29,958			278	120	164,814	28,701	193,515	
補 正 前	長 等	3		27,120	11,436			278	120	38,954	15,790	54,744	
	議 員	14	42,948		18,110					61,058	12,911	73,969	
	その他の 特別職	909	64,348							64,348		64,348	
	計	926	107,296	27,120	29,546			278	120	164,360	28,701	193,061	
比 較	長 等												
	議 員				412					412		412	
	その他の 特別職	7	42							42		42	
	計	7	42		412					454		454	

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員 手当等	計			
補正後	(279) 239	366,890	872,317	638,384	1,877,591	511,235	2,388,826	
補正前	(279) 239	366,890	872,317	637,513	1,876,720	511,235	2,387,955	
比較				871	871		871	

(単位：千円)

職員手当等 の内訳	区分	扶養手当	住居手当	時間外 勤務手当	管理職員 手当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手当	休日勤務 手当	地域手当	期末手当	
	補正後	25,902	33,886	72,838	18,702	432	3,204	22,982		224,133	
	補正前	25,902	33,886	71,967	18,702	432	3,204	22,982		224,133	
	比較			871							
	区分	勤勉手当	寒冷地 手当	通勤手当	特殊勤務 手当	宿日直 当	単身赴任 当	児童手当		合計	
	補正後	185,478	22,280	9,672	4,506	79		14,290		638,384	
	補正前	185,478	22,280	9,672	4,506	79		14,290		637,513	
比較									871		

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員 手当等	計			
補正後	(12) 239		872,317	563,871	1,436,188	440,277	1,876,465	
補正前	(12) 239		872,317	563,000	1,435,317	440,277	1,875,594	
比較				871	871		871	

(単位：千円)

職員手当等 の内訳	区分	扶養手当	住居手当	時間外 勤務手当	管理職員 手当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手当	休日勤務 手当	地域手当	期末手当	
	補正後	25,902	33,886	72,838	18,702	432	3,204	22,982		184,406	
	補正前	25,902	33,886	71,967	18,702	432	3,204	22,982		184,406	
	比較			871							
	区分	勤勉手当	寒冷地 手当	通勤手当	特殊勤務 手当	宿日直 当	単身赴任 当	児童手当		合計	
	補正後	152,759	20,213	9,672	4,506	79		14,290		563,871	
	補正前	152,759	20,213	9,672	4,506	79		14,290		563,000	
比較									871		

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
職員手当等	871	その他の増減分	ア 会計年度任用職員以外の職員・時間外勤務手当	◎物価高騰支援給付金給付事業に係る会計年度任用職員以外の職員・時間外勤務手当871





地方債補正に関する調書

区 分	5 年 度 中 増 減 見 込 額			5 年 度 末 現在高見込額
	5 年 度 中 起 債 見 込 額			
	補正前の額	補 正 額	補正後の額	
1 普 通 債	0	13,100	13,100	2,810,996
(9) 教 育 債	0	13,100	13,100	394,562
2 災 害 復 旧 債	4,100	0	4,100	16,430
3 そ の 他	1,199,110	0	1,199,110	10,009,263
合 計	1,203,210	13,100	1,216,310	12,836,689

